



中小企業の有給休暇取得実態調査 (IRSME15021)

平成 27 年 11 月 9 日 出口友恵

株式会社エフアンドエム 中小企業総合研究所では、エフアンドエムクラブ会員企業に対し有給休暇の取得についての実態調査を行った。

1. 調査背景

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、今年度より 10 月を『年次有給休暇取得促進期間』と定め広報活動をおこなっている。この動きは、平成 28 年 4 月施行予定の労働法基準法改正案のうちの『一定日数の年次有給休暇の確実な取得』を意識したものといえる。ワークライフバランス推進官民トップ会議において策定された指針では、東京オリンピックが開催される 2020 年（平成 32 年）までに年次有給休暇取得率を 70%とすることが目標に掲げられているが、平成 26 年の取得率は 48.8%という結果となり、非常に厳しい状況である。このような状況を背景に、エフアンドエムクラブ会員企業の実態を調査した。

2. 調査概要

調査期間：平成 27 年 4 月～平成 27 年 9 月

調査対象：エフアンドエムクラブ会員企業

有効回答数：1,824 社

調査エリア:全国

業種/地域	北海道・東北	関東	首都圏	中部・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	総計
サービス業	44	30	62	60	88	59	79	422
製造業	16	27	61	74	108	52	45	383
建設業	55	19	55	61	61	66	50	367
卸売業	20	13	29	37	58	27	42	226
小売業	26	13	31	38	38	35	31	212
運輸・通信業	7	4	36	14	29	13	19	122
飲食業	3	4	3	9	8	10	5	42
不動産業	6	4	3	6	8	4	6	37
その他			1	7	1	2	2	13
総計	177	114	281	306	399	268	279	1824

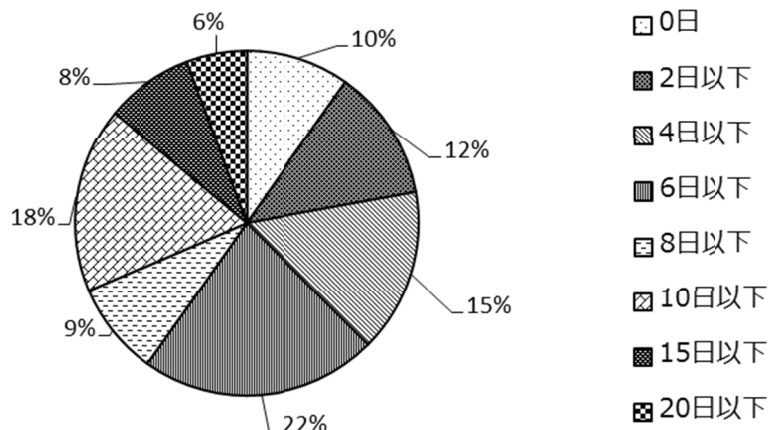
(注) 首都圏＝東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

平成 27 年 11 月 9 日

(IRSME15021) 中小企業の有給休暇取得実態調査

3. 調査結果

図 1-1 平均有給休暇取得日数



(注) n = 1,373 社

調査の結果、年間の平均有給休暇取得日数が 6 日以下の企業が全体の 59%を占めた。厚生労働省が発表している『平成 25 年度就労条件総合調査結果の概況』によると、平成 26 年の労働者一人あたりの平均有給取得日数は9日という結果であったが、当社のデータでは、有給休暇の平均取得日数は、6.5 日、中央値では 5 日という結果となった。

また、『地域別平均取得日数』、『業種別平均取得日数』は下記の通りである。

表 1-2 従業員数・地域別平均有給休暇取得日数

従業員数/地域	北海道・東北	関東	首都圏	中部・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	総計
10名以下	6.5	6.9	7.1	7.8	5.9	4.7	5.3	6.3
30名以下	5.2	5.0	8.0	6.4	6.5	5.5	7.6	6.5
50名以下	5.1	7.0	8.1	6.8	6.3	6.6	8.4	6.9
100名以下	6.0	5.3	8.2	6.3	6.6	5.8	7.2	6.7
101名以上	6.9	6.4	7.6	6.4	6.4	6.0	7.3	6.7
総計	5.7	6.0	7.8	6.8	6.3	5.6	7.0	6.5

(注) n = 1,373 社

表 1-3 従業員数・業種平均有給休暇取得日数

従業員数別/業種別	サービス業	製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸・通信業	飲食業	不動産業	その他	総計
10名以下	5.7	6.6	5.9	6.7	7.5	8.3	10.0	3.5	6.0	6.3
30名以下	7.3	6.7	6.3	6.0	5.7	6.1	3.8	5.8	10.0	6.5
50名以下	6.1	8.0	5.2	7.5	6.3	8.3	2.8	7.8	10.0	6.9
100名以下	6.3	6.9	7.6	6.5	7.8	5.9	1.9	7.0	13.7	6.7
101名以上	6.5	7.1	7.9	5.5	8.4	6.1	3.9			6.7
総計	6.5	7.0	6.1	6.5	6.8	6.7	3.5	5.1	10.3	6.5

(注) n = 1,373 社

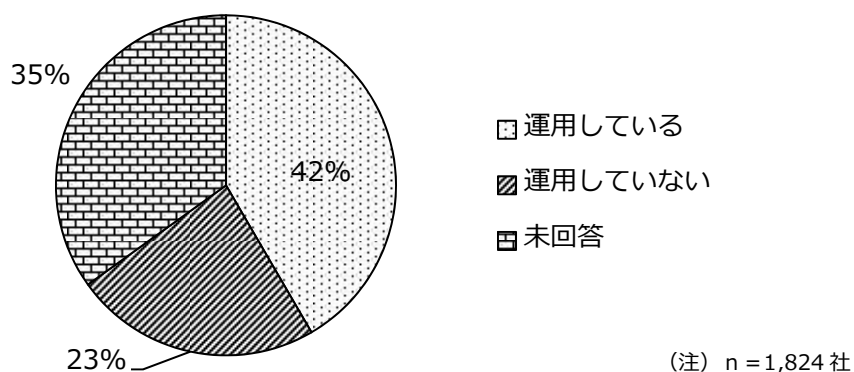
平成 27 年 11 月 9 日

(IRSME15021) 中小企業の有給休暇取得実態調査

従業員が少ない企業では、有給休暇がとりにくいと思われがちだが、表 1-2、1-3 より、従業員数別による平均有休取得日数に大きな差はみられなかった。地域別でみると最大値の首都圏と最小値の中国・四国地方の平均有給取得日数の差は、2.2 日となり大きな差が見られた。また、業種別では、飲食業の平均有休取得日数が 3.3 日と平均値より 3.2 日も下回る結果となった。中小企業の採用難は度々報道されているが、その中でも飲食業は特に厳しい状況が続いている。その結果、慢性的な人材不足となり、有給休暇が取得できない状況が続いている企業が多いと考えられる。

また、有給休暇の取得促進の取り組みとして、『半日単位有給休暇取得制度』を運用している企業の調査も行った。

図 1-2 半日有給休暇制度の運用



平成 22 年 4 月 1 日付の労働基準法改正で、『年次有給休暇の時間単位付与』が施行となった。なかでも、『半日有給休暇制度』は、少数で業務にあたっている中小企業でも比較的運用しやすい制度であるが、運用している企業は 42%と半数にも満たない結果となった。半日有給休暇の制度は、『通院で休みたい』、『市役所に行きたいから休みたい』、『学校行事があるから休みたい』などの従業員の希望へ柔軟に対応できる制度であり、有給休暇取得をしやすい環境づくりのひとつとして制度導入と告知を積極的に行ってもらいたい。

4. 総評

平成 28 年 4 月から施行される法改正では、『10 日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5 日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする』と定められており、違反があれば罰則を伴う。企業側としては、『できなければ、罰則』ではなく、目標達成するための具体的施策を知りたいところである。

平成 27 年 11 月 9 日

(IRSME15021) 中小企業の有給休暇取得実態調査

北海道帯広市に本社を構える六花亭製菓グループは 1989 年 4 月より有給休暇取得率 100%の実現とその継続を目指した取り組みを行っており、有給休暇取得率 100%を 26 年連続で達成している。取り組みのひとつとして、『年間有給休暇取得計画書の策定と毎月の取得ラップのチェック』がある。この取り組みは『六花亭だからできる』というものではなく、計画を立て、計画通りに進んでいるかをチェックし、進んでいなければ職場全体で改善を図るという PDCA をきちんと回すという、ごく一般的な取り組みである。それをトップダウンで推進指示を行い、職場全体で徹底できる意識が素晴らしい。

法改正の際は、成果を残している企業の取り組みや工夫を紹介することが、目標推進のためには必要である。本調査でも有給休暇の取得について継続的に調査を行い、取得日数の変化だけでなく、企業が行っている工夫も発信していきたい。(了)

本調査集計に関してのお問い合わせは
株式会社エフアンドエム 中小企業総合研究所
<http://www.fmltd.co.jp>
問い合わせ先 0120-941-158
担当：出口友恵